

徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）について

1 改正の背景・趣旨

本県では、「徳島県生活環境保全条例」（以下「条例」という。）において、生活環境の保全及び災害発生を防止するため、土砂等の埋立て等について規制を行っている。

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、新たに危険な盛土等を全国一律で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和 5 年 5 月に施行された。これを受け、本県では規制区域の指定に向け検討しているところである。

当該条例の規制内容について、盛土規制法と一部重複する部分を整理するため、所要の改正を行う。

2 条例改正骨子（案）

		現行	改正案
規制 区域	生活 環境 保 全	県下全域	同左
		土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止	同左
	内 容	3,000㎡以上の埋立て等許可 （土壌検査等による審査）	同左
		土砂等の埋立て等による崩落等の防止	<u>盛土規制法と重複するため削除</u>
		3,000㎡以上の埋立て等許可 （構造基準に基づく審査）	<u>盛土規制法と重複するため削除</u>

3 今後のスケジュール（案）

令和 6 年 1 2 月	パブリックコメントの実施
令和 7 年 1 月	環境審議会生活環境部会で審議
2 月	2 月県議会 条例改正案の提出
4 月以降	施行